

県央支部学術セミナー

～今こそ女性～ ～今こそ義歯～

2017年 生涯研修過程承認コード：92-61302（研修課程4単位）

9月17日 日 13:00～17:00

場所 神奈川県歯科技工士会事務所 大会議室

横浜市西区平沼 1-40-17 モンテベルデ横浜 201

第1部

13:00-15:00

「女性が輝けば技工が変わる
事業主・経営者の皆さんへ」

講師：翁 美由紀 先生（日本歯科技工士会理事，歯科技工士会労務対策担当理事）

“女性歯科技工士が快適に歯科技工を続けられる企業づくり，
その為の法律を勉強する手掛かりになれば幸いです”

第2部

15:00-17:00

「世界を牽引してきた総義歯手法
Gerber Method を紐解きます」

講師：水野 邦浩 先生（株式会社アイディーシー）

“Original Gerber Method の実習コースより，
現在の人工歯排列の概要を詳しくお伝えしたいと考えております”

主催 県央支部（一般社団法人 神奈川県歯科技工士会）

後援 一般社団法人 神奈川県歯科技工士会

公益社団法人 日本歯科技工士会

厚生労働省

講師：翁 美由紀 先生

(公益社団法人)日本歯科技工士会理事
歯科技工士会労務対策担当理事

法律というものはとても分かりづらい書き方で、すんなりと頭には入ってこないものです。法律に関するどの文章を見ても必ず“女性労働者からの申し出(請求)があった場合…”という言葉が付いていることに気づかされます。

ということは、私たち女性労働者側に知識が無ければ、最低の労働条件も要求できないことになります。

昨年、若い女性労働者が長時間労働による過労のため自殺をしたという痛ましい報道がありました。

歯科技工士の現場でも過重労働が行われていることが多々あると耳にします。決して他人事ではありません。

女性歯科技工士が快適に歯科技工を続けられるようにほんの少しだけ労働基準法を勉強していきましょう。

今回の内容が、その手掛かりになれば幸いです。

日本歯技 2017年6月号 引用

株式会社アイディーシー
神奈川県歯科技工士会 県央支部

講師：水野 邦浩 先生

本講演では、数多くある総義歯製作への手技・手法の中において Prof.Gerber により約60年前に考案された「Gerber Method」がなぜ今日においても世界中の臨床において応用されているかを紐解いていけたらと考えております。

尚、スイスチューリッヒ大学 Prof.Gerber の科学的研究のアシスタントを務めていた Max Bosshart 先生により、2017年8月にスイスチューリッヒにて歯科技工士を対象として開催された Original Gerber Method の実習コースより、現在の人工歯排列の概要を詳しくお伝えしたいと考えております。